

# あなたの3R活動をサポート

## 生ごみ処理機等購入補助金

生ごみ処理機などを購入した世帯に補助を行います。

**対象**／市内に住所のある世帯主

**要件**／●世帯全員が市税に滞納がない ●市内で購入している ●堆肥化容器の場合、有効容量が100ℓ以上でふた付の物

**補助額**／●生ごみ堆肥化容器：購入価格の2分の1の額(限度額は3,000円、1世帯2基まで) ●電動生ごみ処理機：購入価格の2分の1の額(限度額は20,000円、1世帯1基まで) ※予算に限りがあります。



今年度生ごみ処理機を購入した向後さん(足川)

## 資源ごみ集団回収促進事業奨励金

家庭から出た古紙や空き缶などの資源ごみを回収し、業者へ引き渡すリサイクル活動を応援します。

市に登録し、回収を実施した団体に、回収量に応じて奨励金を交付します。奨励金は備品の購入や旅行費など、団体の活動費として活用できます。

**対象**／地域住民により10世帯以上で構成された団体  
**奨励金**／1kg当たり5円(年度内20万円まで)



毎月集団回収を実施している瀬道子供育成会

## リサイクル情報コーナー

家庭で不要になったリサイクル用品の譲渡、譲り受けを希望する人の情報交換の場として、市役所本庁と各支所に掲示板を設置しています。

## 小型家電の無料回収ボックス

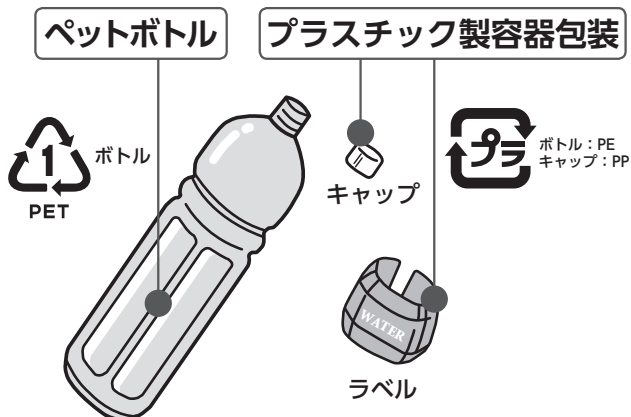
ごみの再資源化と減量化のため、市役所本庁と第二庁舎、各支所に小型家電の回収ボックスを設置しています。

**対象**／携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、CDプレーヤー、携帯ゲーム機、これらの付属品など

## ペットボトルはラベルをはがして

ペットボトルを資源ごみとして出す場合は、キャップを取り、ラベルをはがしてください。ラベルをはがすことによって異物が除かれ、より効率的に品質の高いリサイクルを行うことができます。

ラベルとキャップは、プラスチック製容器包装専用の袋に入れてください。



- 使い捨ての商品は避け、詰め替えなどができる商品を選びましょう。
- **「リユース」**  
繰り返し使う。
- リターナブル(返却・回収できる)容器を選びましょう。
- 不要になったものは、フリーマーケットやバザーなどを活用しましょう。
- リースやレンタル製品を利用しましょう。
- 修理して大事に長く使用しましょう。
- **「リサイクル」**  
資源として再生して使う。

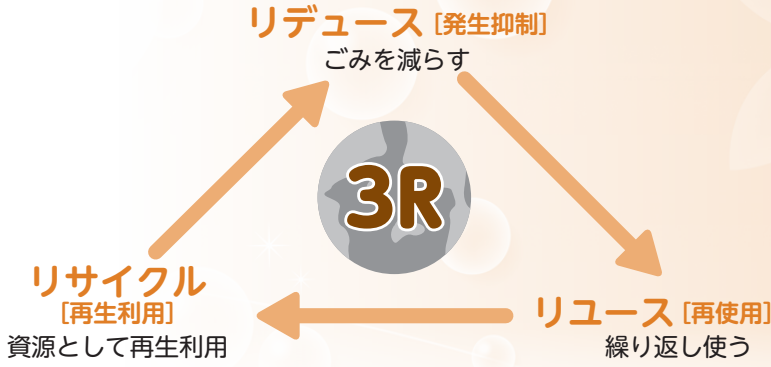
- ごみを正しく分別しましょう。
- 瓶、缶、ペットボトルなどは軽くすすいで、キャップやラベルも分別しましょう。
- 生ごみは生ごみ処理機やコンポスターなどを利用し、堆肥にして再利用しましょう。
- 再生材を利用した商品を購入しましょう。

**申し込み・問い合わせ先**  
〒289・2595  
旭市二の1920番地  
環境課環境政策班  
☎ 62・5328  
FAX 62・4200

きれいな旭をつくるため

# ごみ減量化と3R推進のまちを宣言

市では10月1日に「ごみ減量化と3R推進のまち」を宣言しました。  
全ての市民と事業者が3Rの重要性を認識し、  
ごみを限りなく減らして「くくこと」で、  
環境にやさしい資源循環型の社会をつくりましょう。



## 3Rとは

リデュース(Reduce・減らす)、リユース(Reuse・繰り返し使う)、リサイクル(Recycle・再生利用)、これら3つの頭文字をとって「3R」と呼んでいます。  
3Rは限りある資源を有効活用することで、環境への負担を減らし、地球にやさしい資源循環型社会を実現するための行動です。

## 皆さんの取り組みを募集

これまでの生活を見直し、日ごろから資源を有効に活用する行動を心掛け、実践しましょう。  
市では家族や事業者単位で

チャレンジする、ごみ減量化と3R推進への取り組みを支援しています。

### 【市民宣言】

まずは市民チャレンジから。2か月間、家族で3R行動に取組み、達成するとエコバッグがもらえます。

チャレンジ後に、ごみ減量化と3R推進を継続する意気込みやアイデアなどを「我が家のごみ減量化宣言」として宣言した人は、市指定の資源ごみ袋30枚がもらえます。

**対象**／市内在住で20歳以上の人  
(申請は1世帯につき1人)

**期間**／10月2日(月)～平成30年2月28日(水)

**募集数**／250人程度

**申込期限**／12月28日(木)  
**申し込み方法**／申込書に必要事項を記入のうえ、環境課または各支所住民室に持参するか、郵送、ファクスで申し込んでください。

### 【事業者宣言】

ごみ減量化と3R推進への取り組み宣言をして、3R行動に取り組みます。宣言ステッカーがもらえるほか、市のホームページで事業所名が紹介されます。

6か月間の取り組み結果により、優良度(☆1～3つ)が判定され、認定書を交付されるほか、市ホームページなどで紹介されます。

**対象**／市内の小売事業者・飲食店や事業所(製造工場などを含む)

**期間**／10月2日(月)～平成30年9月30日(日)

**申込期限**／平成30年3月30日(金)  
**申し込み方法**／宣言書に必要事

項を記入し、環境課またはグリーンセンターに持参するか、郵送、ファクスで申し込んでください。

### 〈共通事項〉

申込書や宣言書は、環境課、市役所本庁、各支所住民室で受け取れます。市のホームページからもダウンロードできます。

## 取り組みは身近なことから

### 【リデュース】

ごみになるものを減らす。  
● 買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにしましょう。



● 不要・過剰な包装などは断りましょう。